

「やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画」中間評価の概要

第1章 「やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画」の概要

1 計画の趣旨

国が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」及び2012（平成24）年3月に施行された「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を踏まえ、本県の歯科保健医療対策を総合的かつ計画的に推進するために「やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画」（以下、計画という）を策定しライフステージ及び特に配慮を要する分野毎について、取組の方向性及び39項目の目標を設定しています。

2 計画の位置付け

- ・「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条に基づく都道府県計画
- ・「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」第11条に基づく推進計画

3 計画の期間（中間評価の時期）

2013（平成25）年度から2022年度までの10年間

4 基本目標

「歯・口腔の健康づくりの推進による県民の生涯にわたる健康の保持増進」
～ おおいきいき 笑顔と健康はいい歯から ～

歯・口腔の健康づくりの推進による
県民の生涯にわたる健康の保持増進
おおいきいき 笑顔と健康はいい歯から

<基本的な方針>

- ①う蝕や歯周病等の歯科疾患の予防
- ②生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
- ③定期的な歯科検診の受診
- ④歯科保健医療体制の基盤整備

ライフステージ毎の取組
◆胎児期◆乳幼児期◆学齢期
◆成人期◆高齢期

特に配慮を要する者と分野毎の取組
◆妊産婦◆障害児者◆要介護者
◆中山間地域◆生活習慣病

第2章 中間評価の趣旨

計画策定から5年が経過したため、2018（平成30）年度に中間評価を行い39項目の個別目標の達成状況や関連する取組状況の評価を行います。また計画の実績値の変動を分析し、計画に係る施策を検証し、個別目標について最終目標年度に向けて、歯・口腔の健康づくり推進体制の充実強化を図ります。

第3章 中間評価の総括

1 全体の目標達成状況

個別目標について、策定時のベースライン値と比較し評価を行った結果、目標に達しているa評価は10項目（25.6%）、策定時より改善しているが、目標に達していないb評価は16項目（41.0%）、変わらないc評価（策定時と直近値の達成率が+5%～-5%）は3項目（7.7%）、計画策定時に比べ数値が悪化しているd評価（達

成率-5%未満）は10項目（25.6%）、設定した目標又は把握方法が異なるため評価困難e評価は0項目（0%）です。

2 基本的な方針別の目標達成状況

評価	①う蝕や歯周病等の歯科疾患の予防				②生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上				③定期的な歯科検診の受診				④歯科保健医療体制の基盤整備				計				
	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	乳幼児期	成人期	高齢期	障害児者	要介護者	乳幼児期	成人期	高齢期	障害児者	要介護者	中山間地域	胎児期・妊産婦		乳幼児期	学齢期	成人期・高齢期	要介護者
a	0	4	2	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
b	1	3	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	16
c	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
d	1	2	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	9	8	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	39

第4章 個別目標の評価

【胎児期・妊産婦】

・計画策定時に比べ妊産婦歯科健康診査を実施している市町は、増加しています。

【乳幼児】

- ・3歳児でのう蝕のない者は、やや増加しています。
- ・歯科健康診査の受診率（3歳児）は、増加し目標に達しています。

【学齢期】

- ・小学生におけるう蝕のない者は、順調に増加しています。
- ・中、高校生におけるう蝕のない者は、増加し目標に達しています。

【成人期】

- ・20歳代における歯肉に炎症所見を有する者は、減少しています。
- ・40歳代、60歳代の進行した歯周炎を有する者は、増加しています。
- ・過去1年間に歯科検診を受診した者（20～64歳）は、やや増加しています。

【高齢期】

・80歳で20歯以上の自分の歯を有する者は、順調に増加しています。

【障害児者】

・障害児者入所施設での定期的な歯科検診実施率は、やや増加しています。

【要介護者】

・介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率は、やや増加しています。

【中山間地域の歯科保健医療】

- ・過去1年間に歯科検診を受診した者は、増加傾向です。

第5章 計画目標年度に向けた取組と推進体制

○中間評価結果を踏まえ、生涯にわたる健康の保持増進を目的に歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 歯科保健に関する正しい知識等の普及啓発

ライフステージ等に応じた歯科保健に関する情報提供を行い、歯科保健に関する普及啓発や摂食・嚥下に関する認識の向上に努めます。

(2) 歯科検診の受診の促進

労働者や高齢者、また事業者や保険者、保健福祉施設関係者を対象に歯科検診の重要性の啓発に努めます。

(3) 歯科保健関係者の知識の向上

ライフステージ等に応じた研修会等を実施して、知識の向上に努めます。

(4) 歯科保健関係機関の連携

歯科保健に携わる人材育成や多職種が連携して適切な歯科保健医療の提供に努めます。

○2017（平成29）年4月に設置された口腔保健支援センターを拠点として関係団体及び関係機関と連携を図ります。

<推進体制の概略図>

